



長野県報

3月31日(月)
令和7年
(2025年)
第596号

目次

規則

- 被服貸与規則の一部を改正する規則(職員課) 3
- 一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(こども・家庭課児童相談・養育支援室) 3
- 長野県公衆衛生専門学校管理規則等の一部を改正する規則(医師・看護人材確保対策課、地域福祉課、健康増進課) 5
- 長野県公衆衛生専門学校管理規則の一部を改正する規則(健康増進課) 6
- 旅館業法施行細則及び公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(食品・生活衛生課) 7
- 長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則(食品・生活衛生課) 7
- 長野県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則(水道・生活排水課) 8
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則(資源循環推進課) 8
- 技術専門学校管理規則及び工科短期大学校管理規則の一部を改正する規則(産業人材育成課) 8
- 長野県農業大学校管理規則の一部を改正する規則(農業技術課) 9
- 長野県林業大学校管理規則の一部を改正する規則(信州の木活用課) 10
- 建築基準法施行細則の一部を改正する規則(建築住宅課) 12
- 建築士法施行細則の一部を改正する規則(建築住宅課) 14
- 財務規則の一部を改正する規則(会計課、契約・検査課) 18
- 長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程(経営推進課) 19
- 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則(教育政策課) 19
- 学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(義務教育課) 20
- 学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則(義務教育課) 20
- 中学校における体罰事案に関する調査委員会規則を廃止する規則(義務教育課) 21
- 長野県教育職員免許状再授与審査会規則(高校教育課) 22
- 教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則(高校教育課) 22
- 長野県立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則(高校教育課、特別支援教育課) 22
- 長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) 23

告示

- 地域発元気づくり支援金交付要綱の一部改正(地域振興課) 23
- 生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の名称、主たる事務所の所在地、事業所の名称又は所在地変更の届出(地域福祉課) 23
- 生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の業務廃止の届出(地域福祉課) 24
- 林道事業補助金交付要綱の廃止(信州の木活用課) 24
- 長野県林道施設災害復旧事業査定用設計委託費等補助金交付要綱の廃止(信州の木活用課) 25
- 都市計画事業の事業計画の変更認可(都市・まちづくり課) 25
- 道路の区域変更及び関係図面の縦覧(7件)(道路管理課) 25
- 道路の供用開始及び関係図面の縦覧(4件)(道路管理課) 29

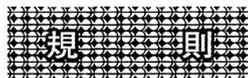
公告

- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(3件)(産業立地・IT振興課) 31
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更の届出及び届出書等の縦覧(2件)(産業立地・IT振興課) 33
- 土地改良区の定款変更の認可(農地整備課) 35
- 土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課) 35
- 土地改良区役員の退任の届出(農地整備課) 36

開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課).....	37
特定調達契約に係る落札者の決定(特別支援教育課).....	37

訓 令

長野県法規審査委員会規程の一部改正(情報公開・法務課).....	38
兼務に関する規程の一部改正(教育政策課).....	38
長野県教育委員会事務局の係の名称及び分掌事務に関する規程の一部改正(教育政策課).....	38
長野県立学校職員服務規程の一部改正(高校教育課、特別支援教育課).....	39
学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び産業医の嘱託等に関する規程の一部改正(保健厚生課).....	39



被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第22号

被服貸与規則の一部を改正する規則

被服貸与規則（昭和39年長野県規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表の1の(11)の項及び(12)の項を次のように改める。

(11)	文化振興課又は歴史館において考古資料及び文献史料の収集保存業務に従事する職員	作業服 夏期用作業 シャツ	1着 1着	2年 2年	
		長ぐつ	1足	2年	考古資料の収集保存業務に従事する職員に限る。
(12)	歴史館において図書の出貸業務に従事する職員	作業上衣	2着	3年	

別表の1の(26)の項中 「作業服又は白衣 1着 2年」を「作業服 白衣 1着 2着 2年」に

「防寒衣 1着 4年 試験研究、検査等に従事する職員及び薬事立入検査の業務に従事する職員を除く。」を

「防寒衣 1着 4年 試験研究、検査等に従事する職員及び薬事立入検査の業務に従事する職員を除く。」に改める。
 「登山ぐつヘルメット 1足 1個 3年 3年 山小屋の食品衛生、環境衛生等の監視又は薬事若しくは温泉源立入検査の業務に従事する職員に限る。」

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

職員課

一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則をここに公布します。

令和7年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第23号

一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年長野県条例第16号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設備)

第2条 条例第15条第4項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 児童の居室 次に定める基準

ア 入所している児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。

イ 1室の定員は4人以下とし、その床面積は1人当たり4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの1室の定員は6人以下とし、その床面積は1人当たり3.3平方メートル以上とすること。

ウ 少年(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第4条第1項第3号に規定する少年をいう。エにおいて同じ。)の居室の1室の定員は1人とするよう努めるとともに、その床面積は8平方メートル以上とするよう努めること。

エ 少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童(少年を含む。)で同一の居室を利用できるよう、複数の児童(少年を含む。)での利用が可能な居室を設けること。

オ 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする事。

カ 児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

(2) 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場 児童の人数に応じた必要な面積を有すること。

(3) 浴室及び便所 次に定める基準

ア 男子用と女子用とを別にする事。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでないこと。

イ アに定めるもののほか、第1号のイに定めるところによること。

(職員)

第3条 条例第18条第2項の規定により定める職員の員数の基準は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 児童指導員及び保育士 総数は、次のアからウまでに掲げる児童の数の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数の合計数以上とすること。

ア 2歳未満の幼児おおむね1.6人 1人

イ 2歳以上3歳未満の幼児おおむね2人 1人

ウ 3歳以上の児童おおむね3人 1人

(2) 心理療法担当職員 児童おおむね10人につき1人以上とすること。

(3) 学習指導員 児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めること。

(夜間の職員配置)

第4条 条例第19条第1項の規定による職員配置は、次の各号に掲げる一時保護施設の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) ユニット(条例第15条第1項第5号に規定するユニットをいう。次号において同じ。)を設けていない一時保護施設 2人以上

(2) ユニットの設けている一時保護施設 一のユニットごとに職員1人以上。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、2人を下ることはできない。

(条例第20条第4項の規則で定める者)

第5条 条例第20条第4項の規則で定める者は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準(令和6年内閣府令第27号。次条第1項第1号及び第6号において「府令」という。)第20条第4項に規定することも家庭庁長官が指定する者とする。

(児童指導員の資格要件)

第6条 条例第21条第3号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 府令第21条第1項第1号の都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

(2) 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。次号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(3) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

(4) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(5) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(6) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は府令第21条第1項第8号の規定により文部科学大臣がこれらと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(7) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって、知事が適当と認めたもの

(8) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたもの

2 知事が行う前項第1号の指定は、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

(学習指導員の配置)

第7条 条例第23条第2項の規定による教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び同法に規定する中学

校の教諭の免許状を有する学習指導員の配置は、それぞれ1人以上とする。

(感染症及び食中毒の予防等のための措置)

第8条 条例第25条第2項の規則で定める措置は、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施することとする。

(電磁的記録)

第9条 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定の適用については、職員の確保の状況その他特別の事由により、同条の規定により難いときは、令和8年3月31日までの間、同条の規定によらないことができる。この場合においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第42条の規定を準用する。

こども・家庭課児童相談・養育支援室

長野県公衆衛生専門学校管理規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第24号

長野県公衆衛生専門学校管理規則等の一部を改正する規則

(長野県公衆衛生専門学校管理規則の一部改正)

第1条 長野県公衆衛生専門学校管理規則(昭和39年長野県規則第38号)の一部を次のように改正する。

第16条の3中「の減免」を「及び入学料の減免」に改める。

第16条の4中「授業料」の次に「又は入学料」を加える。

第16条の6第2項中「前項」を「前2項」に、「授業料」を「授業料及び入学料」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、入学料の減免を受けた者が第16条の4に規定する書類に偽りの記載があつたときは、入学料の減免を取り消すことができる。

(長野県須坂看護専門学校管理規則の一部改正)

第2条 長野県須坂看護専門学校管理規則(昭和39年長野県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第15条の3中「の減免」を「及び入学料の減免」に改める。

第15条の4中「授業料」の次に「又は入学料」を加える。

第15条の6第2項中「前項」を「前2項」に、「授業料」を「授業料及び入学料」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、入学料の減免を受けた者が第15条の4に規定する書類に偽りの記載があつたときは、入学料の減免を取り消すことができる。

(長野県福祉大学校管理規則の一部改正)

第3条 長野県福祉大学校管理規則(平成6年長野県規則第42号)の一部を次のように改正する。

第18条の3中「の減免」を「及び入学料の減免」に改める。

第18条の4中「授業料」の次に「又は入学料」を加える。

第18条の6第2項中「前項」を「前2項」に、「授業料」を「授業料及び入学料」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、入学料の減免を受けた者が第18条の4に規定する書類に偽りの記載があつたときは、入学料の減免を取り消すことができる。

(長野県看護大学の授業料等に関する規則の一部改正)

第4条 長野県看護大学の授業料等に関する規則(平成6年長野県規則第51号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「の減免」を「及び入学料の減免」に改める。

第5条第1項中「授業料」の次に「又は入学科」を加える。

第7条第2項中「前項」を「前2項」に、「授業料」を「授業料及び入学科」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、入学科の減免を受けた者が第5条第1項に規定する書類に偽りの記載があったときは、入学科の減免を取り消すことができる。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

医師・看護人材確保対策課
地域福祉課
健康増進課

長野県公衆衛生専門学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第25号

長野県公衆衛生専門学校管理規則の一部を改正する規則

長野県公衆衛生専門学校管理規則（昭和39年長野県規則第38号）の一部を次のように改正する。

別表中「実技・実習」1を「実技・実習」2に、「講義」2を

「講義」1に、「歯・歯髄疾患学」講義1を

「保存修復学
歯内療法学」講義
講義 1
1 に、

「障害者歯科学・高齢者歯科学」講義 1 を

「障害者歯科学
高齢者歯科学」講義
講義 1
1 に、

「口腔保健管理法」実習 2 を

「口腔保健管理法Ⅰ
口腔保健管理法Ⅱ」実習
実習 2
1 に、

「看護学」講義・演習 2 を

「看護学」講義・演習 1 に、「94」を「96」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和7年3月31日現に在学する者の履修すべき科目及び各科目別の単位数については、この規則による改正後の長野県公衆衛生専門学校管理規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

健康増進課

旅館業法施行細則及び公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第26号

旅館業法施行細則及び公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(旅館業法施行細則の一部改正)

第1条 旅館業法施行細則(昭和32年長野県規則第29号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)」を「全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量」に、「1リットル」を「全有機炭素の量にあつては1リットル中3ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては1リットル」に、「大腸菌群」を「大腸菌」に改め、「50ミリリットル中に」を削り、同条第2項の表中「有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)」を「全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量」に、「1リットル」を「全有機炭素の量にあつては1リットル中8ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては1リットル」に、「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

(公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例施行規則(昭和42年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)」を「全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量」に、「1リットル」を「全有機炭素の量にあつては1リットル中3ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては1リットル」に、「大腸菌群」を「大腸菌」に改め、「50ミリリットル中に」を削り、同条第2項の表中「有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)」を「全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量」に、「1リットル」を「全有機炭素の量にあつては1リットル中8ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては1リットル」に、「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

食品・生活衛生課

長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第27号

長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則(平成30年長野県規則第39号)の一部を次のように改正する。

別表第1の長野市の項中「長野市箱清水児童センター 長野市加茂児童センター」を「長野市加茂児童センター」に、「長野市日誌児童館 長野市三輪児童センター」を「長野市日誌児童館」に改め、同表の茅野市の項中「中大塩地区こども館 茅野市家庭教育センター」を「中大塩地区こども館」に改める。

別表第2の下伊那郡大鹿村の項の前に次のように加える。

北佐久郡軽井沢町	なないろ軽井沢	開所している日
----------	---------	---------

別表第3の茅野市の項中「はなみずき パストレーⅠ」を「はなみずき」に改め、同表の北佐久郡軽井沢町の項中「共同生活援助・共同生活介護四季」を「共同生活援助四季」に、「浅間学園からまつみらい 浅間学園からまつしおざわ 軽井沢知育園グループホームミズナラ」を「軽井沢知育園グループホームミズナラ 浅間学園からまつひばり」に改める。

別表第7の1の下伊那郡豊丘村の項の次に次のように加える。

木曾郡木曾町	木曾青峰高等学校新開キャンパス及び木曾こども園の敷地の周囲おおむね100メートル以内の区域	月曜日から金曜日まで
--------	---	------------

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

食品・生活衛生課

長野県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第28号

長野県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

長野県流域下水道事業財務規則（平成31年長野県規則第33号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項第2号中「1,000万円」を「5,000万円」に改め、同項第3号中「負担金」を「負担金（県に相当の反対給付のないものに限る。）」に、「100万円」を「300万円」に改め、同項第4号のア中「100万円」を「300万円」に、「500万円」を「1,000万円」に改め、同号のイ中「100万円」を「300万円」に改める。

様式第1号中「氏名㊟」を「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

様式第49号中「氏名㊟」を「氏名」に改める。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

水道・生活排水課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第29号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和47年長野県規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第6号の備考の2の(5)、様式第15号の備考の2の(5)及び様式第15号の3の備考の2の(5)中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

資源循環推進課

技術専門校管理規則及び工科短期大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第30号

技術専門校管理規則及び工科短期大学校管理規則の一部を改正する規則

（技術専門校管理規則の一部改正）

第1条 技術専門校管理規則（昭和44年長野県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「第10条」を「第10条第2項」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

条例第10条第1項の規定による授業料及び入校料の減免は、知事が別に定める額（授業料を既に納付した場合にあつては、当該額のうち当該納付した授業料に対応するものとして知事が定める額を除いた額）について行うものとする。

第14条中「前条第1号」を「前条第1項及び第2項第1号」に改める。

第15条中「第13条第1号」を「第13条第1項及び第2項第1号」に改める。

（工科短期大学校管理規則の一部改正）

第2条 工科短期大学校管理規則（平成6年長野県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「第9条」を「第9条第2項」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

条例第9条第1項の規定による授業料及び入学料の減免は、知事が別に定める額（授業料を既に納付した場合にあつては、当該額のうち当該納付した授業料に対応するものとして知事が定める額を除いた額）について行うものとする。

第32条中「前条第1項第1号」を「前条第1項及び第2項第1号」に改める。

第33条中「第31条第1項第1号」を「第31条第1項及び第2項第1号」に改める。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

産業人材育成課

長野県農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第31号

長野県農業大学校管理規則の一部を改正する規則

長野県農業大学校管理規則（昭和51年長野県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第31条中「の減免」を「及び入学料の減免」に改める。

第32条中「授業料」の次に「又は入学料」を加える。

第34条第2項中「前項」を「前2項」に、「授業料」を「授業料及び入学料」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、入学料の減免を受けた者が第32条に規定する書類に偽りの記載があつたときは、入学料の減免を取り消すことができる。

別表の1中	共通科目	体育	実習	1	30	1	30	を

共通科目	体育	実習	1	30	1	30	に、
	特別教養演習	演習	0.5	15	0.5	15	

特別教養演習	演習	0.5	15			を
農業経営演習Ⅱ	演習			1	30	

農業経営演習Ⅱ	演習			1	30	に改める。
---------	----	--	--	---	----	-------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に長野県農業大学校の第2学年に在学する者に係るこの規則による改正後の長野県農業大学校管理規則別表の1の適用については、同1中

0.5	15	0.5	15	とあるのは、			0.5	15	と
-----	----	-----	----	--------	--	--	-----	----	---

する。

長野県林業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第32号

長野県林業大学校管理規則の一部を改正する規則

長野県林業大学校管理規則（昭和53年長野県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第20条中「の減免」を「及び入学料の減免」に改める。

第21条中「授業料」の次に「又は入学料」を加える。

第23条第2項中「前項」を「前2項」に、「授業料」を「授業料及び入学料」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、入学料の減免を受けた者が第21条に規定する書類に偽りの記載があつたときは、入学料の減免を取り消すことができる。別表を次のように改める。

(別表) (第7条関係)

授業科目及び単位数

授 業 科 目			単 位 数				
			第1学年		第2学年		
			講 義	実 習 等	講 義	実 習 等	
一般 教育 科目	人文科学	哲学及び倫理学			2		
		心理学			2		
		文学	2				
	社会科学	法学	2				
		社会学			2		
		経済学	2				
	自然科学	数学	2				
		物理学	2				
		化学			2		
		生物学	2				
		情報処理学	2		2		
			外国語（英語）	2		2	
			芸術		1		
			保健体育		1		1
			造林学	4	1		1

共通科目

育林・生態	森林保護獣害対策学	2	1		
	樹木学	2	1		
	樹木医学			2	
	森林生態学	2		2	
	森林土壌学	2			
	山の環境学			2	1
森林資源管理	測樹学	2	1		
	林業経営学			2	
	森林情報論	2			2
	木材商業論			2	
森林土木	造園学			2	1
	測量学	2			1
	森林土木学	2		2	
景観・保健	森林風致計画学			2	
	労働安全			2	
	救急救命		1		
森林機械	林業機械学	2	$3\frac{1}{3}$		$7\frac{7}{15}$
	林業架線学Ⅰ	2			
林産	木材学Ⅰ	4			
	木材学Ⅱ				1
	特用林産学	2	1		
森林政策	林政学	4			
	森林施業プラン	2			
校外研修			$1\frac{1}{5}$		4
体験研修			1		1
自主研究			1		1

専門教育科目	特別講座	$3\frac{4}{5}$		2	
	インターンシップ		$2\frac{2}{3}$		$1\frac{1}{3}$
選択科目	治山工学				1
	野生鳥獣対策学				1
	木材建築構造概論				1
	木材利用学				1
	森林活用論				1
	企業経営学			$2\frac{1}{5}$	
	森林路網				1
	素材生産				1
	高所作業				1
	林業架線学Ⅱ			$2\frac{1}{5}$	2

(備考) 講義の1単位は15単位時間、実習等の1単位は30単位時間とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定及び次項の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に長野県林業大学校の第2学年に在学する者の履修すべき授業科目及び単位数については、当該改正規定による改正後の長野県林業大学校管理規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

信州の木活用課

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月31日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第33号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和35年長野県規則第63号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第6条の3第1項ただし書」を「第6条の3第1項第1号」に、「同項ただし書」を「同号」に、「第18条第4項ただし書」を「第18条第5項第1号」に改める。

第4条の2の次に次の1条を加える。

(調査及び点検の項目等の付加)

第4条の3 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件(平成20年国土交通省告示第282号)第2の規定により付加する法第12条第1項に規定する調査及び同条第2項に規定する点検の項目、方法及び結果の判定基準は、別表第1のとおりとする。

第9条第2項中「別表第1」を「別表第2」に改める。

第15条中「別表第2」を「別表第3」に改める。

別表第2を別表第3とし、別表第1を別表第2とし、同表の前に次の別表を加える。

(別表第1)(第4条の3関係)

区分	項目	方法	判定基準		
1 建築物の内部	(1) 常時閉鎖した状態にある防火扉(以下この表において「常閉防火扉」という。)	ア 閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法(以下この表において「目視等」という。)により確認する。	物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。	
		イ 扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
		ウ 扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。	
		エ 固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。	
		オ 人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉の作動の状況	扉の閉鎖時間を測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じて閉鎖力を測定する。	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件(昭和48年建設省告示第2563号)第1第1号の規定に適合しないこと。	
	(2) 居室の換気	ア 換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、1年以内に実施した法第12条第3項に規定する検査又は同法第4項に規定する点検(以下この表において「検査等」という。)の記録がある場合にあつては、当該記録を確認することで足りる。	換気設備が作動しないこと。	
		イ 換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。	
	2 避難施設等	(1) 防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、1年以内に実施した検査等の記録がある場合にあつては、当該記録を確認することで足りる。	可動式防煙壁が作動しないこと。
		(2) 非常用の照明装置	ア 非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、1年以内に実施した検査等の記録がある場合にあつては、当該記録を確認することで足りる。	非常用の照明装置が作動しないこと。

	イ 照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。
--	--------------------	-------------	-----------------------

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。ただし、第2条第1項第2号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

建築住宅課

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月31日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第34号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和50年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号を次のように改める。

(2) 氏名

第11条第1項中「より名簿を閲覧に供する場所」を「よる名簿の閲覧」に、「とする」を「(以下この条において「閲覧所」という。)において一般の閲覧に供する方法又はインターネットの利用その他適切な方法により行うものとする」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「名簿を閲覧」を「閲覧所において名簿を閲覧」に改める。

第39条の見出しを「(登録簿等の閲覧)」に改め、同条第1項中「より登録簿等を閲覧に供する場所」を「よる登録簿等の閲覧」に、「とする」を「(以下この条において「閲覧所」という。)において一般の供覧に供する方法又はインターネットの利用その他適切な方法により行うものとする」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「登記簿等を閲覧」を「閲覧所において登記簿等を閲覧」に改める。

様式第6号及び様式第7号中

「

ふりがな 氏 名		
生年月日		
性 別		

」

を

「

ふりがな 氏 名		
-------------	--	--

」

に改め、様式第12号を次のように改める。

(様式第12号)(第37条関係)

{

 一級
 二級
 木造

}
 建築士事務所登録事項変更届出書

下記のとおり登録事項に変更が生じたので、建築士法第23条の5の規定により届け出ます。

年 月 日

長野県知事 殿

建築士事務所 開設者氏名
 名 称
 登録番号
 登録年月日

記

項		目		変更前	変更後	変更年月日	
変更 事 項	建築士事務所	フリガナ 名 称					
		所 在 地		〒	〒		
		電 話 番 号					
	開 設 者	個 人	フリガナ 氏 名				
			住 所				
		法 人	フリガナ 名 称				
			所 在 地		〒	〒	
			役 員		別紙1のとおり		
	管 理 建 築 士	登 録 種 別					
		登 録 番 号					
		フリガナ 氏 名					
		管理建築士講習を修了した年月日及び修了番号					
構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨							
構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号							
所属建築士		別紙2のとおり					

* 審 査

- (注) 1 *欄は、記入しないでください。
 2 変更事項欄については、変更があつた事項のみ記入してください。

(別紙2)

所属建築士変更事項

新たに所属建築士となった者及び登録情報に変更があつた所属建築士

フリガナ氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属した年月日又は変更年月日及び事由
						年月日
						年月日
						年月日
						年月日
変更後の所属建築士の数						
一級建築士名		二級建築士名		木造建築士名		
うち	構造設計一級建築士名 設備設計一級建築士名					

現行の所属建築士及び所属を外れた建築士

フリガナ氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属を外れた年月日又は変更年月日及び事由
						年月日
						年月日
						年月日
						年月日
変更前の所属建築士の数						
一級建築士名		二級建築士名		木造建築士名		
うち	構造設計一級建築士名 設備設計一級建築士名					

(注) 現行の所属建築士及び所属を外れた建築士の欄には、従前に登録された全ての所属建築士について記入し、そのうち所属を外れた建築士について、所属を外れた年月日を記入してください。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第35号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第64条第1項第1号を削り、同項第2号中「100万円」を「300万円」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「100万円」を「300万円」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「100万円」を「300万円」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「100万円」を「300万円」に、「500万円」を「1,000万円」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「100万円」を「300万円」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「1,000万円」を「5,000万円」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「100万円」を「300万円」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号を同項第8号とし、同項第10号中「100万円」を「300万円」に改め、同号を同項第9号とし、同項第11号中「補助」を「(県に相当の反対給付のないものに限る。)、補助」に、「100万円」を「300万円」に改め、同号を同項第10号とし、同項第12号を同項第11号とする。

第136条各号を次のように改める。

- (1) 工事又は製造の請負 400万円
- (2) 財産の買入れ 300万円
- (3) 物件の借入れ 150万円
- (4) 財産の売払い 100万円
- (5) 物件の貸付け 50万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 200万円

第157条の4を次のように改める。

(一般競争入札の公告)

第157条の4 予算執行者が特定調達契約につき一般競争入札に付する場合における第122条の規定の適用については、同条第1項中「10日」とあるのは「40日」と、「県報、新聞、掲示等適当な方法」とあるのは「県報」と、「5日」とあるのは「10日」と読み替えるものとする。

第157条の5第1項第1号中「にあつて」を「(特例政令第2条第6号に規定する一連の調達契約をいう。)にあつて」に改める。

第157条の9中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 電子情報処理組織（予算執行者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と契約人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して契約を締結することができる場合には、当該電子情報処理組織の使用に関する事項

別表第4の7報償費の項中 「入札又は見積の公告、通知等をしようとするとき」 を 「」 に改める。

様式第61号中「(第4条関係)」を「(第4条の2関係)」に、

「

所長

引 継 書
年 月 日
」

を
「
引 継 書
年 月 日
」

に、「氏 名◎」を「氏 名」に改める。
 様式第189号及び様式第192号中「氏 名◎」を「氏 名」に改める。
 様式第194号中「でき高」を「出来高」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

会 計 課
 契 約 ・ 検 査 課

長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

令和7年3月31日

長野県公営企業管理者 吉 沢 正

長野県公営企業管理規程第3号

長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程

長野県公営企業財務規程（昭和42年長野県公営企業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第36条第2項第2号中「1,000万円」を「5,000万円」に改め、同項第3号中「負担金」を「負担金（県に相当の反対給付のないものに限る。）」に、「法令」を「1件300万円未満のもの及び法令」に改め、「の交付（1件100万円未満のものを除く。）」を削り、同項第4号のイ中「100万円」を「300万円」に、「500万円」を「1,000万円」に改め、同号のイ中「100万円」を「300万円」に改める。

第48条第2項及び第49条第1項中「(様式第43号から様式第43号の3まで)」を削る。

様式第1号中「氏 名◎」を「氏 名」に改め、同様式の備考を削る。

様式第42号から様式第44号までを次のように改める。

(様式第42号) から (様式第44号) まで 削除

様式第55号中「氏 名◎」を「氏 名」に改める。

附 則

この管理規程は、令和7年4月1日から施行する。

経 営 推 進 課

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月31日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第2号

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和53年長野県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中第18号を第19号とし、第15号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 教育に係るデジタルトランスフォーメーションの推進に関すること。

第6条第11号中「産業教育審議会」を「教育職員免許状再授与審査会、産業教育審議会及び学校運営協議会」に改める。

第10条中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

第17条第1項中「、学校教育課及び生涯学習課」を「及び学びの共創課」に改め、同条第3項中「学校教育課」を「学びの共創課」に改め、同項第9号を削り、同項に次の3号を加える。

(9) 生涯学習の振興に関すること。

(10) 社会教育に関すること。

(11) 人権教育に関すること。

第17条第4項を削る。

別表第6の1の学校運営協議会の項の前に次のように加える。

長野県教育職員免許状再授与審査会	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号)第22条の規定による特定免許状失効者等に係る免許状の再授与に係る答申に関すること。	高校教育課
------------------	---	-------

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

教育政策課

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月31日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第3号

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和35年長野県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号のイ中「第9項」を「第10項」に、「週休日」を「週休日並びに勤務時間条例第2条第9項及び同条第11項において読み替えて準用する同条第10項の規定による勤務時間を割り振らない日」に改め、同号のウ中「まで」を「まで又は第10項（同条第11項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

義務教育課

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月31日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第4号

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員のへき地手当等に関する規則（昭和46年長野県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の2.7」を「100分の8」に、「100分の3.7」を「100分の12」に、「100分の4.7」を「100分の16」に、「100分の5.7」を「100分の20」に、「100分の6.7」を「100分の25」に改め、同条第2項中「100分の2.2」を「100分の4」に改める。

第4条第1項中「し、当該異動等の日から起算して3年（当該異動等の日から起算して3年を経過する際、3年を超えて引き続き異動等の直後の学校に勤務させることが必要であると教育委員会が認めた学校職員にあつては6年）に達する日をもつて終わるものと」を削り、同条第2項中「前項に規定する」を「第2条第1項に規定するへき地学校に勤務する学校職員に支給する」に、「100分の2」を「同項に規定するへき地学校の級別に応じ、次に掲げる級別ごとの支給割合」に改め、同項に次のように加える。

1級 100分の5

2級 100分の6

3級 100分の6

4級 100分の6

5級 100分の6

第4条に次の2項を加える。

3 第2条第2項に規定するへき地学校に準ずる学校に勤務する学校職員に支給するへき地手当に準ずる手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の5を乗じて得た額とする。

4 第2条第3項に規定する特別の地域に所在する学校に勤務する学校職員に支給するへき地手当に準ずる手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の4を乗じて得た額とする。

第5条を次のように改める。

第5条 条例第27条の3第2項の規定によりへき地手当に準ずる手当を支給される学校職員は、次に掲げる学校職員とする。

(1) 新たにへき地等学校に該当することとなつた学校に勤務する学校職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなつた日前に当該学校に異動し、当該異動に伴つて住居を移転した学校職員

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用（同法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。次号において同じ。）をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた学校に引き続き在勤することとなつた学校職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、新たにへき地等学校に該当することとなつた学校に在勤する学校職員で、そのへき地等学校に該当することとなつた日前に当該学校に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの

(3) 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用をされた学校職員で、当該採用の日の前日に条例第27条

の3第1項又は第2項の規定によるへき地手当に準ずる手当を支給されていたものうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(改正後の規則における暫定再任用学校職員に関する経過措置)
- 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年長野県条例第37号。次項において「改正条例」という。)附則第16項に規定する暫定再任用学校職員(次項において「暫定再任用学校職員」という。)に対するこの規則による改正後の学校職員のへき地手当等に関する規則(次項及び第4項において「改正後の規則」という。)第5条の規定の適用については、同条第2号中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下この号において「令和3年改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項(令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)又は第7条第1項若しくは第3項」と、「同法の規定により退職した日」とあるのは「地方公務員法(昭和25年法律第261号)の規定により退職した日又は令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「次号において同じ」とあるのは「次号において「暫定再任用」という」と、同項第3号中「地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」とする。
(定年前再任用短時間勤務学校職員及び暫定再任用学校職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置)
- 改正後の規則第5条第2号の規定は、令和7年4月1日以後に地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第7条第1項若しくは第3項の規定(次項において「法第22条の4第1項等の規定」という。)による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号に規定する異動をした日が令和7年4月1日以後である改正条例附則第16項に規定する定年前再任用短時間勤務学校職員及び暫定再任用学校職員について適用する。
- 改正後の規則第5条第3号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた長野県学校職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第2号)第27条の3各項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和7年4月1日以後である場合について適用する。

義務教育課

中学校における体罰事案に関する調査委員会規則を廃止する規則をここに公布します。

令和7年3月31日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第5号

中学校における体罰事案に関する調査委員会規則を廃止する規則

中学校における体罰事案に関する調査委員会規則(令和6年長野県教育委員会規則第4号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この規則による廃止前の中学校における体罰事案に関する調査委員会規則第1条に規定する委員会の委員であった者に係る同規則第8条の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この規則の施行後も、なお従前の例による。
(長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部改正)
- 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則(昭和53年長野県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。
附則第3項を削る。
別表第6の2の長野県指導力不足等教員判定委員会の項中「長野県附属機関条例」の次に「(令和2年長野県条例第3号)」を加える。

義務教育課

長野県教育職員免許状再授与審査会規則をここに公布します。

令和7年3月31日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第6号

長野県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号）第6条の規定により、長野県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(秘密の保持)

第3条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会の会議は、公開しない。

(委員以外の者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、必要な資料を提出させ、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

高校教育課

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月31日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第7号

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法施行細則（昭和35年長野県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第4号中「教育職員」を「教員」に改め、同条第3項中「教員」の次に「になろうとする者」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、長野県教育委員会（以下「教育委員会」という。）がその添付を要しないと認める場合においては、この限りでない。

第5条第2項中「長野県教育委員会（以下「」及び「」という。）」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

高校教育課

長野県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月31日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第8号

長野県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則

長野県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和2年長野県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条第9項」を「第2条第10項（同条第11項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

高校教育課
特別支援教育課

長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月31日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

長野県人事委員会規則第14号

長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

長野県職員の退職手当に関する規則（昭和50年長野県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号を削り、同条第4号中「第56条の3第1項第1号のロ」を「第56条の3第1項第1号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条の2第2号中「就業手当又は」を削る。

様式第16号を次のように改める。

（様式第16号） 削除

様式第17号中「事業主氏名 ㊟」を「事業主氏名 」に改め、同様式に注として次のように加える。

（注） 記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

様式第18号中「事業主氏名 ㊟」を「事業主氏名 」に改め、同様式に注として次のように加える。

（注） 記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

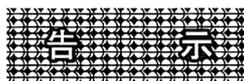
様式第19号中「事業主氏名 ㊟」を「事業主氏名 」に改め、同様式に注として次のように加える。

（注） 記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第134号

地域発元気づくり支援金交付要綱（平成19年長野県告示第234号）の一部を次のとおり改正し、令和7年4月1日から施行します。

令和7年3月31日

長野県知事 阿部 守一

第5第1項の表の1 施設の整備その他別に定める事業の項及び同表の2 1以外の事業の項中「県全域又は地域」を「県」に改める。

地域振興課

長野県告示第135号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第6項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関から名称、主たる事務所の所在地、事業所の名称又は所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

令和7年3月31日

長野県知事 阿部 守一